

第8回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

平成25年2月12日(火) 午後2時から午後3時30分

2 場 所

兵庫県動物愛護センター多目的ホール

3 出席者

(1) 委員9名(五十音順 敬称略)

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畑和子、三田一三、竹本眞智子、辻本正樹
(代理)、藤原軍次、吉川博敏

(2) 事務局3名

宮永生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原動物愛護担当係長、

4 概 要

- (1) 第7回の議事要旨(案)については、事務局作成案のとおりホームページに掲載することとなった。
- (2) 動物愛護推進員制度について要綱案をもとに議論を行なった。
- (3) 事務局から提言の進捗状況を説明し、各委員から2年間の意見(感想)を述べていただいた。

5 内 容

(1) 第7回の議事要旨(案)の確認について

事務局から「第7回議事要旨(案)」について説明があり、事務局作成案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

【事務局】

第7回議事要旨(案)については2週間程前に郵送させていただいたが、修正等の意見については届いていないので、原案通り確定したいと考えている。

【議 長】

特に意見もないようなので、よろしくをお願いします。

(2) 動物愛護推進員について

事務局から資料3「動物愛護推進員について」の説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委員】

P18の動物愛護推進員証について、「生年月日」はいらないのではないか。

【委員】

あえて載せる必要はないのではないか。

【議長】

これはなくしてもいいと思う。

表現の差し替えや文言の修正等を行なったが、これで進めてもらいたいと思います。

(3) 提言の進捗状況について

事務局から資料4「提言の進捗状況について」の説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【議長】

「提言の進捗状況について」も含めて、委員の皆さんから一人ずつ意見を頂きたい。

【委員】

PRが非常に難しいと思っている。第1回はうまくいくが、第2回、第3回と第1回以上に力を込めていかないといけない。冊子を作成して有効に配布して、また自治会の掲示板など配っていただけでは難しいのではないか。「Knots」という動物愛護団体があるが、ここが国際会議を行なっている。協議会からこの会議へ演題を出せないか。会議録をとり全国的にPRする。熊本市、横浜市のように尼崎市も先進事例だと思うので全国に向けて発信することが可能かどうか検討したい。

【委員】

まとめてもらって、皆さんの成果が表れているのではないかとと思っている。このような運動は難しいが、それなりに場をまとめていただいてありがたい。

【委員】

項目2の「繰り返し引き取りを求める者」について、処分される場面のビデ

オをみせてもいいのではないかと思う。「子どもたちを対象とした教育活動」だが、子どもは子犬の時は可愛いだけで終わってしまうが、年をとっていく経過のビデオがあれば学校で見せて、それでも最後まで飼えますかとの問いかけができればいいと思う。

【委員】

授業としては目いっぱいなので、学校に期待しても難しいのではないかと親がしなければいけない。

【委員】

小さい頃から動物に対しての考えや関心を持つような環境を整えられればいいと思う。

【委員】

短い間にこれだけのことがまとめられた。うまく書いてあるだけではなく実際に行われていることが多く、がんばってもらったと思っている。

飼い主が動物がいなくなった時に心配するのは事故のことである。事故や、どこかで保護されているのではないかと心配をして、一定の時間が経った後にいよいよ動物愛護センターなど色々な所へ問い合わせをされると思われる。

センターが収容する負傷動物についてだが、提言の負傷動物の収容と応急処置の欄に、ほぼ全てが飼い主に返還されることなく安楽死を含む殺処分となっていると報告されている。飼い主が現れるかもしれないことを想定して負傷動物の応急治療及び公示は必要で、情報の発信についても考えて対応して欲しい。

先日、負傷動物として収容された風邪ひきの中猫を偶然に動物愛護センターで見かけた市民が、自費での治療と譲渡を願い出たが聞き入れられず、やむなく、この猫に何かあればすぐに連絡を下さいと職員に伝えるも、翌朝までに死亡したと後日市民側から問い合わせるに至るまで連絡がなかったことを遺憾に思われている。

また、提言の15項に「収容されたすべての犬の情報を写真を含めホームページに掲載すること」とあり、犬については老犬、野犬等であってもHPに掲載すべきである。ねこについては3か月以上がHPに掲載されているが、さらに小さな子猫のほうが譲渡希望者の登録が多く譲渡されやすいので、収容数が多いので写真までは無理かもしれないがHPのどこかに「子猫も収容されているので譲渡希望の方は随時ご連絡ください」と掲載して欲しい。

収容動物の動物病院での治療(費用は申し出者が負担)をセンターが認めたことも継続して欲しい。

【委員】

基金条例ができたことに満足している。これからいかにPRして又、沢山の方向に理解いただきお金を集めることにより、ここに書いていることが実行可能になる。世界中に発信できるようにしていただきたい。

【委員】

愛護基金条例ができ多くの金額が集まったことは良かった。
今後、市で勧誘のパンフレットを作ってもらいたい。1回目だけではなく、2回目、3回目と寄付しようかと思うようなパンフレットを作って欲しい。

【議長】

ここまでまとめてもらって非常に感謝している。提言書を作る際にもみなさんにご苦労いただいた。この紙2枚だが、提言書に匹敵するようなこれからの方向性を示しているのではないかと思う。

25年、26年、27年度とこれからできること、やっていかなければいけないことなど提言書の中身も精査しながら次の協議会へ向けて取り組んで欲しい。早い対応をしてもらっているし、市のHPも非常によくできていると思う。更新も頻回にしてもらっている。出来れば子猫の事もやっていただきたい。

【事務局】

2年間委員として熱心に議論いただき感謝しています。ここで議論いただいたことがかなり実践できたのではと思っている。まだまだ不十分な面もあるが、できるところからやっていこうということで取り組んできた。

協議会については、各団体から推薦をいただき、また市民の方にも応募をいただきながら今後も続けていきたいと思う。また、今後は、月に1度、土曜日をめに、収容動物の譲渡会を開催することも考えている。

【委員】

動物愛護管理法の改正で、業者からの引取りを拒否できるようになったが、心配なことがある。引き取られなくなった動物達はどうなっているのかということである。監視の際に仕入れ頭数と販売頭数から見ることはできないか。

平成23年に尼崎市における動物愛護管理行政のあり方についての提言がまとめられ、その提言を現場で実践していくための話し合いの場として当協議会が設置されていることを常に念頭に置いて頂きたい。

【事務局】

それに関しては、今回の改正の中で、年間の飼養状況の報告義務が課せられている。

今後は、ワクチン接種や怪我に対するケアが課題となってくる。またHPについても現在は3カ月未満と思われる猫は掲載していないが、猫の引き取りは300匹まで減ってきたが、もっと少なくなれば掲載する対象月数を下げていけるのではないかと考えている。今後も取り組みについて皆さんにご協力をいただきたい。

【議 長】

いろいろとありがとうございました。これで終わらせていただきます。

以 上